

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成27年3月12日(2015.3.12)

【公表番号】特表2013-524211(P2013-524211A)

【公表日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-031

【出願番号】特願2013-502530(P2013-502530)

【国際特許分類】

G 01 N 33/53 (2006.01)

G 01 N 33/543 (2006.01)

G 01 N 21/27 (2006.01)

【F I】

G 01 N 33/53 M

G 01 N 33/543 5 9 5

G 01 N 21/27 C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年1月13日(2015.1.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0007

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0007】

しかし、これらの方では、活性分子と不活性分子とを区別していない。調べられる相互作用において結合には活性分子しか寄与しないので、全分子濃度は分子の全濃度の推定値でしかなく、「活性」分子の濃度とはかなり異なるおそれがある。容易に理解されるように、これは間接的な方法で結合化学量論を決定する際に大きなジレンマとなりかねない。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

本発明の目的は、従来技術の方法の短所を克服する方法を提供し、分子溶液が相当量の不活性反応体分子を含有していた場合であっても間接的な方法で結合化学量論の正確な決定法を提供することである。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

好ましくは、少なくとも初期活性濃度の決定は、少なくとも部分的に物質移動が制限された条件下で、溶液を異なる流速でセンサ表面と接触させることを含んでおり、そのため校正基準を使用する必要がない。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0029】

センサ技術を用いた活性濃度の決定の開発において、被分析物濃度は、校正基準を参照せずに決定できる。この方法 (C F C A (Calibration-Free Concentration Analysis) と呼ばれる) は、被分析物分子のセンサ表面への移動が拡散によって部分的又は完全に制限されていることによって観測される結合速度が部分的又は完全に制限されている条件下で、センサ表面に固定化された標的物との被分析物の結合を様々な流速で測定することに依拠する。C F C Aについて後で詳しく説明するが、まずバイオセンサの概念について簡単に説明しておく。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0035

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0035】

この方法は、物質移動が部分的又は完全に制限されている条件下で流速を変化させたときの、表面に固定化された標的物（リガンド）に対する被分析物の結合速度の変化に依拠するものであり、拡散係数が既知であるか或いは対象の分子の分子量から推定される場合には、上述のように、既知濃度の標準を必要としない。このような無較正測定法の詳細については、例えば、上述のSigmundsson K., et al. (2002) Biochemistry 41(26):8263-8276を参照されたい。